

オンライン申請が可能である主な農地法上の手続（R6. 10. 1時点）

根拠法令				内容
農地法	第 3 条	第 1 項		農地に権利を設定、移転しようとする場合の許可申請
	第 3 条の 3			農地の権利を取得した場合の届出
	第 4 条	第 1 項		農地を農地以外のものにしようとする場合の許可申請
			第 7 号	農地（市街化区域内）を農地以外のものにしようとする場合の届出
	第 5 条	第 1 項		農地を農地以外のものにする目的で権利を設定、移転しようとする場合の許可申請
			第 6 号	農地（市街化区域内）を農地以外のものにする目的で権利を設定、移転しようとする場合の届出
	第 6 条	第 1 項		農地所有適格法人による事業の状況等の報告
	第 6 条の 2	第 1 項		法第 3 条第 3 項の規定による同条第 1 項許可を受けた者による事業の状況等の報告
	第18条	第 1 項		農地の賃貸借を解約等しようとする通知に係る許可申請
		第 6 項		法第18条第 1 項許可を要しない通知に係る農業委員会への通知
	第25条	第 1 項		和解の仲介の申立て
	第43条	第 1 項		農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う場合の届出

※これらの手続は、全て農業委員会に対して申請等を行うものです。